

一般社団法人京田辺市文化協会サークル規約

(目 的)

第 1 条 この規約は、本協会定款第7条に基づいて、本協会登録サークルに必要な事項を定めるものである。

(登録の要件)

第 2 条 本協会のサークル登録を受けようとするサークルは、次の要件を満たしていなければならない。

- (1) 本協会の目的に賛同し、各種事業に参加協力できるサークルであること。
- (2) サークルは、政治、宗教、営利に関する目的を持たないこと。
- (3) 各サークルの目的、代表者、構成員が明確であること。
- (4) サークルの活動は公開できるものであり、計画的、継続的であること。
- (5) サークル員は、原則として市内在住、又は在勤在学者で構成されていること。
- (6) サークルは、3名以上で構成されていること。

(登録の決定)

第 3 条 新規登録を受けようとするサークルは、申請書類に必要事項を記入の上、理事長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 本協会のサークル登録は、理事会において審査し、決定する。
- (2) 本協会のサークル登録期間は、申請のあつた年度内とする。

(登録の継続・退会)

第 4 条 本協会のサークル登録を引き続いて受けようとする場合は、申込書(別紙1)、規約及び会員名簿(別紙2)に会費を添えて、毎年3月31日までに会長に提出しなければならない。

- (1) 代表者の移動等、登録内容に変更があった場合には、その都度、文書をもって会長に報告しなければならない。
- (2) 登録されたサークルが本協会を退会する場合は、その理由を付した退会届を提出しなければならない。
- (3) 登録されたサークルが、本細則に該当しなくなったとき、又は該当しないと理事会で判断した時は、登録を取り消すものとする。

(雜 則)

第 6 条 その他、本細則に定めの無い事項については、理事会において協議するものとする。

附 則

- 1 この細則は、平成24年4月27日から施行する。
- 2 この細則の施行に伴い、京田辺市文化協会サークル登録規約(平成2年7月1日適用)は廃止する。
- 3 この細則の一部を改正し、一般社団法人京田辺市文化協会サークル規約とする(令和7年5月31日)。